

## 農業土木工事共通仕様書の制定について

平成17年2月14日設計第694号  
各支庁長あて 農政部長

一部改正 令和8年(2026年)1月28日 事調第1266号

農政部所管の道営工事の施工に適用する「農業土木工事共通仕様書」を次のとおり制定しましたので通知します。

なお、「農業土木工事共通工種別標準仕様書の制定について」(昭和53年2月23日付開総第181号)は廃止します。

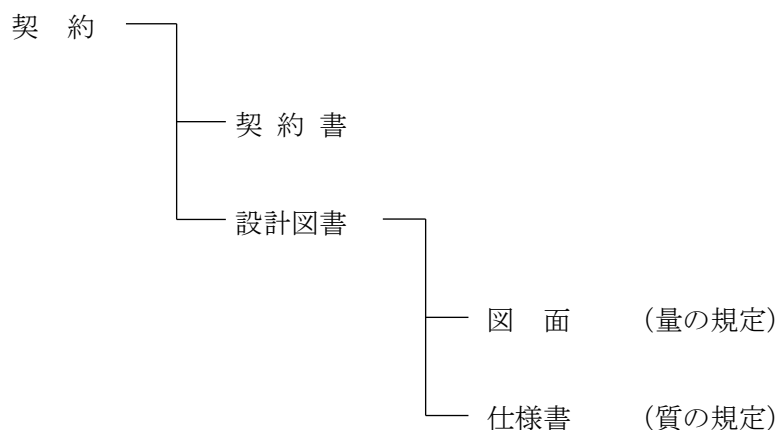
### 記

- 1 農業土木工事共通仕様書 別紙のとおり。
- 2 適用年月日 積算基準日が令和8年3月2日以降の工事から適用する。

(白紙)

## 農業土木工事共通仕様書について

建設工事において、契約当事者（発注者・受注者）の権利と義務を規定する契約内容を構成する用件は、下記の通りである。



この中で仕様書は、工事施工にあたっての一般的要件や、技術的要件等、守るべき事項を詳細に文書に示したものであり、請負契約における契約書とともに、契約事項たる性質を有する重要な書類である。

従って仕様書を作成することは、発注者・受注者（契約当事者）とを拘束する契約事項の設定と云う一種の立法作業である。

本共通仕様書の運用にあたっては、特記仕様書によってはじめて適切な仕様となることに十分留意されたい。以下仕様書作成の一般注意事項を列記する。

- イ) 建設工事の一般的条件、仕上げの性質について明確で簡潔な規定をする。
- ロ) 一般仕様書と技術仕様書において取り扱う問題を明確に分離し、他の契約書類との調整をする。
- ハ) 仕様書の各項目の要件を明らかにし、当該の項目と図面その他の契約書類との調整をする。
- 二) 短い文書と簡単な構成を使って各項目の記載を簡潔にまとめる。
- ホ) 正確な意味をもつ用語を選ぶ。
- ヘ) 指図を与えるべきで、示唆を与えてはならない。
- ト) 理由を説明してはならない。
- チ) 相互に矛盾するような規定をしない。
- リ) 入札書の作成と工事の完成に対して必要でない情報を与えない。
- ヌ) できるだけ標準化されたサイズや形を指定する。
- ル) 図面で示されていることをふたたび繰り返さない。
- オ) 他の部分を参照したり、引用したりすることをなるべくやらない。
- ワ) 発注者が与える不正な情報に対して、受注者に責任を負わせない。
- カ) 受注者に苛酷で不公正な条件を課さない。
- ヨ) 受注者に対して困難なことや危険なことを課さない。

(白紙)

# 農業土木工事共通仕様書

## 総目次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	材料仕様書	63
第 3 章	一般施工仕様書	127
第 4 章	土工仕様書	209
第 5 章	無筋・鉄筋コンクリート仕様書	225
第 6 章	用排水路工事仕様書	251
第 7 章	管水路工事仕様書	273
第 8 章	ダム仕様書	291
第 9 章	コンクリート橋上部工仕様書	303
第 10 章	鋼橋上部仕様書	323
第 11 章	橋梁下部工仕様書	351
第 12 章	頭首工仕様書	361
第 13 章	機場下部仕様書	371
第 14 章	道路仕様書	377
第 15 章	客土仕様書	397
第 16 章	暗渠排水仕様書	403
第 17 章	畑かん施設工事仕様書	407
第 18 章	営農飲雑用水施設工事仕様書	413
第 19 章	農用地・草地工事仕様書	419
第 20 章	植栽仕様書	433
第 21 章	地すべり防止工仕様書	443
第 22 章	推進工仕様書	453
第 23 章	区画整理工事仕様書	459
第 24 章	砂利道路面処理工事仕様書	465
第 25 章	海岸保全施設整備工事仕様書	473
第 26 章	ため池改修工事仕様書	489

### (付 表)

付表－1	段階確認事項一覧表	501
付表－2	段階確認願	509

### (参考資料)

1	交通安全の管理基準	515
2	建設副産物等の一時保管の掲示看板について (参考)	533
3	反転均平工法施工順序について	537

(白紙)